

令和2年11月27日  
(金曜日)

令和2年 第7回幌延町議会 (臨時会)  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- |   |  |
|---|--|
|   | 開会宣告及び開議宣告   |
| 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 2 | 会期の決定  |
| 3 | 諸般の報告  |
| 4 | 報告第1号 専決処分の報告について（問寒橋橋梁補修工事請負契約の変更）                          |
| 5 | 報告第2号 専決処分の報告について<br>（町道問寒中間寒線辺地対策道路改良工事請負契約の変更）             |
| 6 | 報告第3号 専決処分の報告について（七号橋橋梁補修工事請負契約の変更）                          |
| 7 | 議案第1号 町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 8 | 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                           |
|   | 閉会宣告   |

## 本日の会議の順序

- |         |            |
|---------|------------|
|         | 開会宣告及び会議宣告 |
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 〃 2     | 会 期 の 決 定  |
| 〃 3     | 諸 般 の 報 告  |
| 〃 4     | 報 告 第 1 号  |
| 〃 5     | 報 告 第 2 号  |
| 〃 6     | 報 告 第 3 号  |
| 〃 7     | 議 案 第 1 号  |
| 〃 8     | 議 案 第 2 号  |
|         | 閉 会 宣 告    |

## 出席議員（8名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆
	6 番	吉 原 哲 男
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長 野々村 仁  
代表 監 査 委 員 成 田 義 弘  
副 町 長 岩 川 実 樹  
教 育 長 木 澤 瑞 浩

総 務 財 政 課 長 藤 井 和 之  
住 民 生 活 課 長 早 坂 敦  
保 健 福 祉 課 長 村 上 貴 紀  
企 画 政 策 課 長 角 山 隆 一  
産 業 振 興 課 長 山 本 基 継  
建 設 管 理 課 長 島 田 幸 司

総務グループ主幹 伊 藤 崇  
建設管理課技術長 植 村 光 弘

教 育 次 長 伊 藤 一 男

国民健康保険診療所事務長事務取扱 (岩 川 実 樹)

農業委員会事務局長 (山 本 基 継)

総 務 係 長 渡 邊 智 民

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 田 秀 紀  
主 事 満 保 希 来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第7回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において3番 齋賀弘孝君、4番 植村敦君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、11月27日、1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日、1日に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

報告第1号「専決処分の報告について」提案理由をご説明申し上げます。

ご報告いたします専決処分は、令和2年5月22日に工事請負契約の締結について、議決をいただきました「令和2年度施行 問寒橋橋梁補修工事」において、設計変更により、契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項の規定により、町議会の専決処分事項の指定に基づき、令和2年10月20日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

工事請負契約の変更は、当初契約金額 54,780千円を設計変更により53,790千円に、99万円の減額となったものであります。変更の主な理由といたしましては、当初概数としていた産業処分数量の確定により、減額となったものであります。

以上、報告第1号、専決処分いたしました、工事請負契約の変更について、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

ありませんか

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第1号は、報告済みといたします。

日程第5 報告第2号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

報告第2号「専決処分の報告について」提案理由をご説明申し上げます。

ご報告いたします専決処分は、令和2年5月22日に工事請負契約の締結について議決をいただきました「令和2年度施行 町道問寒中間寒線辺地対策道路改良工事」において、設計変更により、契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項の規定により、町議会の専決処分事項の指定に基づき、令和2年11月16日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

工事請負契約の変更は、当初契約金額77,880千円を設計変更により77,979千円に、9万9千円の増額となったものであります。

変更の主な理由といたしましては、当初概数としていた産業処分数量の確定により、増額となったものであります。

以上、報告第2号、専決処分いたしました、工事請負契約の変更について、提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、報告第2号は、報告済みといたします。

日程第6 報告第3号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第3号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

報告第3号「専決処分の報告について」提案理由をご説明申し上げます。

ご報告いたします専決処分は、令和2年9月16日に工事請負契約の締結について、議決をいただきました「令和2年度施行 七号橋橋梁補修工事」において、設計変更により、契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項の規定により、町議会の専決処分事項の指定に基づき、令和2年11月19日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

工事請負契約の変更は、当初契約金額 57,387千円を設計変更により57,640千円に、25万3千円の増額となったものであります。

変更の主な理由といたしましては、当初概数としていた産業処分数量の確定により、増額となったものであります。

以上、報告第3号、専決処分いたしました、工事請負契約の変更について、提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君  
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、報告第3号は、報告済みといたします。

日程第7 議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由をご説明申し上げます。

令和2年10月7日に国家公務員の給与に関して、人事院勧告が行われ、政府は勧告どおり給与関係法案を臨時国会に提出し、現在、衆議院においては、11月19日に可決成立をしており、参議院の内閣委員会は11月26日可決しておりますが、本会議においては継続審議中となっております。

先般発出された国からの通知文書では、法律案の公布を待たずとも期末勤勉手当の基準日である12月1日までに条例の制定をすべきとの助言があったところであります。

幌延町といたしましても、人事院勧告において官民較差が示されていることから、この勧告に基づく給与制度の改正を実施することとし、民間の賞与の支給割合との均衡を図るため、現行の期末手当の年間支給月数4.5月を0.05月引き下げ、4.45月にしようとするものです。

それでは、お手元に配布の新旧対照表を、ご覧願います。

改正条例の第1条及び第2条については、「町長等の給与に関する条例」の一部改正の規定で、いずれも期末手当の支給率を引き下げる規定になります。

第1条は、期末手当の支給率「100分の225」を「100分の220」に改正するものです。

第2条は、期末手当の支給率「100分の220」を、「100分の222.5」に改正するものです。

第1条は、令和2年12月支給に対応する率の改正となり、第2条は令和3年4月以降に支給する率の改正となります。改正後の期末手当の年間総支給率は「100分の445」、

すなわち4.45月となります。

次に、改正条例の第3条及び第4条については「幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の規定で、「町長等の給与に関する条例の一部改正」と同じく期末手当の支給率を引き下げる改正となります。

次に、附則ですが、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第2条及び第4条は令和3年4月1日から施行することを規定しています。

以上、議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号の提案理由で申し上げましたが、政府は人事院勧告どおり給与法案を臨時国会に提出したところであり、町職員の給与につきましても、人事院勧告に基づく給与制度の改正を実施しようとするものです。

勧告の内容としては、今年度は期末手当の改正となっており、民間の賞与の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月引き下げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を4.5月から4.45月とするものです。

お手元に配布の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条については、第19条第2項及び第3項の規定中、期末手当の支給率となっております、「100分の130」を「100分の125」に改正するものです。

次に、第2条については、改正条例第1条と同様、第19条第2項及び第3項の改正であり、「100分の125」を、「100分の127.5」に改正するものです。

次に附則ですが、この条例の施行期日を公布の日とし、ただし書きで、改正条例第2条は令和3年4月1日から施行することとしています。なお、フルタイム会計年度任用職員につきましては、職員の給与条例の例によると規定しており、再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員につきましては、人事院勧告による改正がされておられませんので、条例改正は不要となります。

以上、議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君  
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和2年第7回幌延町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

(10時16分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 3 番 斎賀弘孝

署名議員 4 番 植村 敦

以上、記録する。

主 事 満保希来